

みんな

20歳になったら 国民年金

国民年金って、はっきり言って
何十年もあとにもらうものでしょ。
僕はまだ若いんだから、
老後なんてずっと先のことだよなあ…



ご存知
ですか？

国民年金ってなんのためにあるの・・・



なぜ若いうちから国民年金に入らないといけないんですか？

想像してみてください。
もしあなたに“まさか！？”の事態が起こったとしたら。

例えば



通学中、事故に巻き込まれ
障がい者になってしまったら・・・



年間交通事故
発生件数

約53.6万件 (内、負傷者数 66.6 万人)
* 平成 27 年中の交通事故の発生状況 (警視庁調べ)

長い人生、事故や病気などこの先なにが起こるかは予測できません。
“まさか”は他人事ではないのです！



20代の受給権者

約19.5万人

(全体の新規受給権者 **8.2** 万人)

20歳前の
障害基礎年金
対象者(受給権者)

約105万人

(内、新規受給権者 **3.3** 万人)

※受給権者:年金を受ける権利を持ち、本人の請求により裁定された者。
(全額支給停止中の者を含む)

* 平成 26 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報

国民年金は、“今”のあなたも支えています。
だから、20歳になったら国民年金

ご存知
ですか？

国民年金ちよつと解説

「今」も「将来」も「老後」も。国民年金は一生のリスクの備えです。

年金は老後に備えるものって誤解してはいませんか？
学生のみなさんにとっても今の生活に関わる“まさか”の備えになっています。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者
になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、
家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部
として受け取る年金。

「時代の変化に合わせて生活を支えます。」

国民年金の受取額は、時代の状況や物価を考慮し、
生活に適した額を給付します。つまり国がなくならないかぎり
確実に受け取れるしくみになっています。



「保険料はかならず納める。それが日本のルールです。」

国民年金の保険料は、「20歳になったら必ず納めなければいけない」ことが法律で
決められています。もし保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が
受け取れない場合があります。

もし、経済的な理由で保険料を納められないときは・・・

学生納付特例制度（ガクトク）

- ・学生同士の保険料を猶予し、社会人になってから納める制度です。
- ・事前に審査があります。前年所得が基準額以下の学生本人が対象となります。
- ・ガクトク期間中も障害基礎年金などを受け取ることができます。
- ・ガクトク期間は将来年金を受け取るための期間に加えられますが、年金額の計算には入りません。

＊学生とは学校教育法に定める、大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生。(一部対象とならない学校もあります。)

ご存知
ですか？

お手続き

！ 手続き先

お近くの年金事務所または
市区町村の年金窓口でお手続きください。



手続き



！ 必要書類

ご本人が確認できる書類(免許証等)、国民年金資格取得届などが
必要になりますので、事前にご確認ください。

※「学生納付特例」の申請を同時に提出することもできます。
(手続きの際には学生証や在学を証明する書類等が必要となります。)

届書

！ 手続きの流れ

1

手続きに必要な
書類をご自宅に
お送りします。

日本年金機構より
「国民年金被保険者資格
取得届書」を20歳の誕生月の
前月にお送りします。

2

必要書類を
提出ください。

お近くの年金事務所
または市区町村の
年金窓口へ提出ください。

3

年金手帳・
納付書
お送りします。

後日、「年金手帳」・
「国民年金保険料納付書」
が届きますので、
保険料は「納付期限」までに
納めてください。



就職して厚生年金に加入するときや
将来年金を受け取る時などに必要になりますので、
大切に保管してください。

！

ご注意ください！

保険料を納めていないと、あなたや家族の財産が
「差し押さえ」になる場合があります。



ご存知
ですか？

保険料の手軽な納め方

一定期間の保険料をまとめて納めると、
保険料が割引になりおトクです。

納め方
1



「口座振替」で、手間いらず。

口座振替なら、月々の保険料を
納め忘れる心配がありません。

◎事前に年金事務所や金融機関での
お手続きが必要です。

◎保険料がおトクになる[前納]の
申込期限は8月末・2月末の2回です。

納め方
2



「身近な場所」で、お気軽に。

全国のコンビニエンスストア・
金融機関・郵便局の〈窓口〉や
〈ATM〉で納めることができます。

◎納める際には「納付書」が必要です。

保険料・定額
(平成30年度)

月額

16,340 円

納め方
3



「クレジットカード」で、
お手軽に。

カード払いなら、月々の保険料を
納め忘れる心配がありません。

◎事前に年金事務所でのお手続きが必要です。

◎保険料がおトクになる[前納]の
申込期限は8月末・2月末の2回です。

納め方
4



「インターネット」で、
スイスイと。

インターネットバンキング、
モバイルバンキング、テレフォン
バンキングでご自宅から納める
ことができます。

◎事前に金融機関でのお手続きが必要です。

◎納める際には「納付書」が必要です。

将来の年金額を増やしたいなら『付加保険料』で堅実に。

定額保険料(16,340 円)に付加保険料(月額 400 円)をプラスして納めることで、受給する年金額を増やせます。
*平成30年度

●例えば、20 歳以上 60 歳未満の年間、付加保険料を納めていた場合の受取額は…

200 円×480 月(40年)= 96,000 円が基本額に加算されます。

付加保険料を納めた分は、
受給2年以上でプラスに！

パンフレットをご覧のみなさまへ



「免除・猶予」制度の申請や
年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で
おかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間

月曜日	午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日	午前 8:30～午後 5:15
第2土曜日	午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

**詳細については、お近くの年金事務所
または市区町村の窓口にお問い合わせください。**